

生第92427号	化成肥料	オクト苦土有機入り高 度化成264	株式会社オクト	福岡県北九州市戸畠区 銀座一丁目5番18号
生第92428号	化成肥料	マザーPK化成222	片倉コーポアグリ株 式会社	東京都千代田区九段北 一丁目8番10号
生第92430号	化成肥料	くみあい苦土入り複合 硝燐加安S482新1	ジェイカムアグリ株 式会社	東京都千代田区神田須 田町二丁目6番6号
生第92431号	化成肥料	三井物産アグロビジネ ス高度化成444	三井物産アグロビジ ネス株式会社	東京都中央区日本橋小 伝馬町1番5号
輸第6134号	甲殻類質肥料 粉末	カニガラフレーク	喜多組商事株式会社	大阪府大阪市中央区博 労町三丁目6番1号御堂筋エスカービル7階
輸第10308号	硫酸アンモニア	21.0硫酸アンモニア	株式会社グリーン ティア	福岡県八女市大字鶴池 346番地
輸第10309号	尿素	46.0尿素	中原物産株式会社	大阪府柏原市円明町 1000番62号
輸第10310号	尿素	46.0尿素	株式会社グリーン ティア	福岡県八女市大字鶴池 346番地
輸第10312号	化成肥料	化成1.2-4.5-52	株式会社インター ファーム	東京都中央区銀座三丁 目11番5号
輸第10313号	化成肥料	化成肥料15-15-15	JFE商事株式会社	大阪府大阪市北区堂島 一丁目6番20号
輸第10314号	化成肥料	化成肥料14-14-14	株式会社グリーン ティア	福岡県八女市大字鶴池 346番地
輸第10315号	化成肥料	化成肥料15-15-15	株式会社グリーン ティア	福岡県八女市大字鶴池 346番地
輸第10316号	化成肥料	化成肥料16-16-16	株式会社グリーン ティア	福岡県八女市大字鶴池 346番地
輸第13246号	混合りん酸肥 料	粒状珪カルようりん1 号	清和肥料工業株式会 社	大阪府大阪市中央区備 後町四丁目3番4号
輸第13248号	魚かす粉末	魚かす	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4 番5号
輸第13249号	甲殻類質肥料 粉末	カニ殻1号	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4 番5号
輸第13252号	硫酸苦土肥料	25.0硫酸苦土肥料	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4 番5号
2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許さ れる有害成分の最大量その他の規格)				
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許さ れる有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。				

○農林水産省告示第四百九十一号

肥料取締法(昭和二十二年法律第二百二十七号)第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効し
たので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十一年三月十一日

農林水産大臣 齋藤 健

1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の氏名又は名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第80645号	汚泥発酵肥料	クリーンシステムとな みゆうき肥料	砺波地方衛生施設組 合	富山県高岡市福岡町土 屋710番地の1
生第100793号	汚泥発酵肥料	汚泥堆肥	株式会社阿蘇高原 ファーム	熊本県阿蘇市一の宮町 坂梨2764番地

2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許さ
れる有害成分の最大量その他の規格)

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格 (肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第四百九十一号

肥料取締法(昭和二十二年法律第二百二十七号)第十三条第一項の規定に基づき、次のように生産業者
者の住所の変更に係る届出があつたので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成三十一年三月十一日

農林水産大臣 齋藤 健

生産業者の住所の変更

登録番号 生第81086号

変更前 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笠崎1031番地12

変更後 青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笠崎1050番地1

○特許広告示第三号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第二十号)第三十七条の規定に基づ
き登録調査機関として登録した株式会社廣済堂から、登録調査機関の調査業務を行ふ事務所の所在地
を変更する届出があつたため、同法第二十九条において準用する同法第三十四条第一号の規定に基づ
き、次のことおり公示する。

平成三十一年三月十一日

特許庁長官 宗像 直子

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行ふ事務所の所在地
第333号(1)	株式会社廣済堂	東京都港区芝四丁目7番8号
第377号(1)		芝サンエスワカツビル7F・8F・9F
第388号(1)		
第44号(1)		

○環境省告示第十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十六条の二第一号に
の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第十六条の二第一号から第四号までに掲
げる機器が有害使用済機器となつたものとの再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法を次
のように定め平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十一日

環境大臣 中川 雅治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
第十六条の二第一号から第四号までに掲げ
る機器が有害使用済機器となつたものとの再
生又は処分の方法として環境大臣が定める
方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)第
十六条の二第一号から第四号までに掲げる機器が有害使用済
機器となつたものの再生又は処分の方法として環
境大臣が定める方法は、次のとおりとする。

一 令第十六条の二第一号から第四号までに掲げ
る機器が有害使用済機器となつたものに含まれ
る鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック(燃
料以外の製品の原材料として利用する)が容
易なものに限る。(以下同じ。)について、当該有
害使用済機器から鉄、アルミニウム、銅若しく
はプラスチック(以下「鉄等」という。)を使用
する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該
方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等
を回収する方法

二 テレビジョン受信機(家庭用機器)(一般消費
者が通常生活の用に供する機器をいう。以下同
じ。)であるものに限る。(以下同じ。)が有害使用
済機器となつたもののうちプラウン管式のもの
にあっては、プラウン管に含まれるガラスにつ
いて、当該有害使用済機器からプラウン管を分
離してこれを前面部及び側面部に分割しカセット
とする(以下「ガラス若しくはガラス製品の原
材料を得る方法又は当該方法により得られる
量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製
品の原材料を得る方法